

## 魅力あるまちづくりを進めるための施策

### ＜都市機能を誘導するための施策＞

コンパクトな都市づくりのため、公共施設や民間事業者による「都市機能」の整備等の促進を図ります。

- 複合施設、物産交流センター（仮称）の整備など
- 誘導施設の建築等に対する規制の緩和、都市計画施設の整備促進など

※誘導施設とは、市が都市拠点形成区域に誘導しようとしている施設（医療施設・商業施設など）です。

### ＜居住を誘導するための施策＞

住宅の取得等に対する支援や低末利用土地の利用促進、良好な都市環境の整備を通じて街なか居住区域の人口密度を維持します。

- 住宅の取得費などに対する支援（市内全域）
- 空き家バンクなどによる中古住宅の流通促進（市内全域）
- 低末利用土地の利用促進のための国の税制優遇制度の周知
- 建築物の建築等に対する規制等の見直し
- 公共交通ネットワークの維持・強化
- ウォーカブルな（歩いて行ける）都市づくりの推進

### ＜周辺地域を振興するための施策＞

都市拠点形成区域や街なか居住区域を取り囲む、農業を中心とした周辺区域においては、コミュニティを大切にし、豊かな自然をいかした地域づくりを進めます。

#### ① 農業の振興を図るための施策

規模拡大を図る若手農業者や新規就農希望者への支援、ICT機器およびロボット技術の導入に対する支援

#### ② 高齢者が安心して生活するための施策

自家用車を持たない高齢者の移動を支援、医療の確保（市内全域）、移動販売による買い物サポート

#### ③ 移住・定住を促進する施策

農業を通じた情報発信や、移住希望者等の受け入れ体制づくり

※周辺地域とは、大沼・小田川・白坂・五箇・関辺・旗宿および表郷・大信・東の各地域です。



## 防災指針

本市で発生するおそれのある災害について、国・県の情報を踏まえ、そのリスクを分析し、防災まちづくりに向けた具体的な取り組みを推進します。

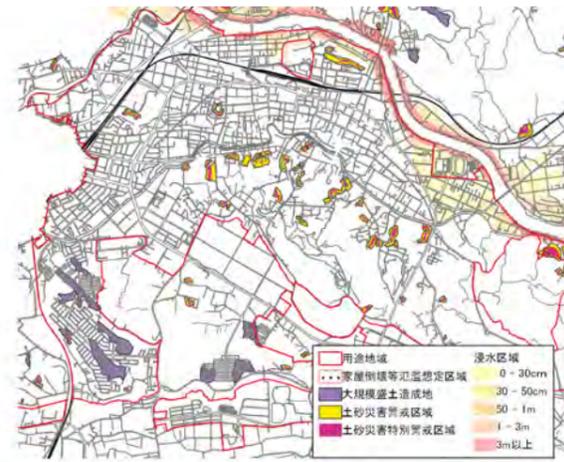
土砂災害警戒区域や50cm以上の浸水想定区域は、街なか居住区域には設定しません。

### ＜取組例＞

- 土のうステーションの設置
- 防災ラジオの普及など

※50cm以上の浸水想定区域とは、床上浸水のおそれがある区域です。

※ハザードの詳細については「総合防災マップ」などで確認してください。



## 届出制度

一定規模以上の開発・建築行為を街なか居住区域外で行おうとする場合、誘導施設を都市拠点形成区域外で建築しようとする場合、誘導施設を廃止しようとする場合は、届出の対象となります。

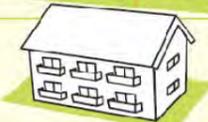
※一戸のみの一般的な住宅を建築する場合は、特に届出の対象となりません。

### ＜届出対象の例＞

3戸以上の住宅  
（宅地分譲等）



3戸以上の住宅  
（集合住宅）



1・2戸でも  
敷地規模が  
1,000㎡以上



詳しくは、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

本庁舎都市計画課 内2232



# 【特集】 白河市立地適正化計画

## ～歴史と伝統文化に育まれた風土と人が共生する 人にやさしい魅力あるまちづくりを目指して～

人口の減少や少子高齢化の進行、空き家や空き地の増加など、私たちが住む地域を取り巻く環境が大きく変化しようとしています。

市では、これらの課題に対応するための土地利用方針として「立地適正化計画」の策定を進めています。今回はその概要をお知らせします。

## 立地適正化計画とは

病院や商業施設、福祉施設などの都市機能やサービスは、私たちの日常生活を支える重要な施設ですが、利用者の減少などによって施設が閉鎖された場合、私たちの生活に大きな影響を与えることとなります。

立地適正化計画は、これら重要な施設の利用者を維持するため、居住の誘導や若者の地元定着、移住定住

の促進などの施策を推進し、持続可能でコンパクトな都市づくりや、田園・里山を中心とする豊かな自然をいかした地域づくりなど、各地域の特性に合わせたまちづくりを進めるための計画です。概ね次の事項について定めています。

## 立地適正化計画で定める区域（都市再生特別措置法により定める区域）

### ＜立地適正化計画区域図＞

